

那覇港管理組合一般競争入札公告第31-2号

那覇港総合情報システム機器の賃貸借に係る一般競争入札に
参加できる者の資格、申請方法等の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年8月14日

那覇港管理組合 管理者 玉城 康裕



- 1 件名
那覇港総合情報システム機器の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加できる者の資格
本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - (1) 営業年数が令和6年4月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員が5名以上であること。
 - (4) 当公告に係る申請をする日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと。
 - (5) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関して直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
 - (6) 機器等に緊急を要する障害等が発生した場合、迅速に対応できること。
 - (7) プライバシーマーク又はISMS認証を取得していること。
 - (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員と関係を有している者のいずれにも該当しないこと。
- 3 一般競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年間の範囲内で那覇港管理組合管理者が定める入札参加停止期間を経過していない者。
- 4 申請の方法等

(1) 申請の方法

当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接持参又は書留郵便により下記(3)に掲げる提出場所に申請すること。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 誓約書

ウ 法人の定款、登記現在事項全部証明書（原本）

エ 印鑑証明書（原本）

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類（原本）又は、徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類

カ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

キ 上記2(5)の実績を有していることを証する書類（契約書の写し等）

ク 上記2(7)を証する書類

(2) 申請書等の入手場所及び配布期間

ア 入手場所 那覇港管理組合ホームページ（「新着情報」の「入札・契約」にて掲載）
ホームページのURL：<https://nahaport.jp/>

イ 配布期間 令和6年8月14日（水）から令和6年8月26日（月）17時まで

(3) 申請書等の提出場所、問合せ先及び受付期間

ア 提出場所 那覇港管理組合 総務部総務課財務班
〒900-0035 那覇市通堂町2番1号（3階）
電話番号 098-868-2578

イ 問合せ先 上記アと同じ。

ウ 受付時間 この公告の日から令和6年8月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は9時から17時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語、通貨及び日時

日本語、日本国通貨及び日本の標準時

5 資格審査結果の通知

資格審査結果は、郵便等により通知する。

6 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から令和7年2月28日までとする。

7 資格審査申請書事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の職氏名）

(4) 使用印鑑

- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号

8 資格の取消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が、上記3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。また、その事実があった後は、那覇港管理組合管理者が定める期間は一般競争入札に参加させない。
- (2) 資格取消しの通知
入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 資格の適用範囲

この公告で定める入札に参加できる者の資格は、那覇港管理組合が実施する那覇港総合情報システム機器の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。